

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【公開番号】特開2016-73396(P2016-73396A)

【公開日】平成28年5月12日(2016.5.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-028

【出願番号】特願2014-205006(P2014-205006)

【国際特許分類】

A 47 L 9/28 (2006.01)

A 47 L 9/00 (2006.01)

【F I】

A 47 L 9/28 E

A 47 L 9/28 U

A 47 L 9/00 102A

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月25日(2017.4.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体部と、

前記本体部に設けられる集塵部と、

前記本体部に配置される複数のバッテリと、
を含んでなる自走式集塵ロボット。

【請求項2】

本体部と、

前記本体部に設けられる集塵部と、

前記本体部に配置されるバッテリと、

前記本体部の下部に設けられるキャスターと、を備え、

前記バッテリの真下に前記キャスターを配置したことを特徴とする自走式集塵ロボット。

【請求項3】

前記バッテリは、ケースの内部に複数のセルを収容して前記本体部の後部又は前部に2つ配置され、前記キャスターも、前記本体部の後部又は前部に2つ配置されることを特徴とする請求項2に記載の自走式集塵ロボット。

【請求項4】

前記本体部の後部に、当該後部の底面が前記本体部の前部の底面よりも高くなる切欠部が形成されることを特徴とする請求項2又は3に記載の自走式集塵ロボット。

【請求項5】

前記集塵部は集塵用モータを備え、前記バッテリは、前記集塵用モータを挟んで左右に配置されることを特徴とする請求項1乃至4の何れかに記載の自走式集塵ロボット。

【請求項6】

本体部と、

前記本体部に設けられる集塵部と、

前記本体部に配置されるバッテリと、

前記本体部の下部に設けられる複数のキャスターと、

を含んでなる自走式集塵ロボット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するために、請求項1に記載の発明は、本体部と、本体部に設けられる集塵部と、本体部に配置される複数のバッテリと、を含んでなることを特徴とするものである。

上記目的を達成するために、請求項2に記載の発明は、本体部と、本体部に設けられる集塵部と、本体部に配置されるバッテリと、本体部の下部に設けられるキャスターと、を備え、バッテリの真下にキャスターを配置したことを特徴とするものである。

なお、ここでいう「真下」とは、平面視でバッテリの外形内にキャスターの全体が収まる場合は勿論、バッテリを中心に加わる本体部の荷重を支持できる位置であれば、平面視でキャスターの一部又は全部がバッテリの外形からはみ出すような場合も含まれる。

請求項3に記載の発明は、請求項2の構成において、バッテリは、ケースの内部に複数のセルを収容して本体部の後部又は前部に2つ配置され、キャスターも、本体部の後部又は前部に2つ配置されることを特徴とするものである。

請求項4に記載の発明は、請求項2又は3の構成において、本体部の後部に、当該後部の底面が本体部の前部の底面よりも高くなる切欠部が形成されることを特徴とするものである。

請求項5に記載の発明は、請求項1乃至4の何れかの構成において、集塵部は集塵用モータを備え、バッテリは、集塵用モータを挟んで左右に配置されることを特徴とするものである。

上記目的を達成するために、請求項6に記載の発明は、本体部と、本体部に設けられる集塵部と、本体部に配置されるバッテリと、本体部の下部に設けられる複数のキャスターと、を含んでなることを特徴とするものである。